平成２８年９月１６日

広島大学教職員組合執行委員長
吉　田　将　之　　様

広島大学理事（財務・総務担当）
片　山　純　一

「広島大学病院看護職員の二交替制勤務の試行に係る暫定措置要項（案）」
に対する意見について（回答）

２０１６（平成２８）年８月３１日付けで申出のありました標記のことについて，下記のとおり回答します。

記

（夜間看護手当）について，組合では2016年3月1日付けで下記の要求をしており，現在も継続交渉となっております。しかし，暫定措置要項（案）で示されている勤務１回あたり7,900円という手当額は，その要求額を検討されたものではなく，かつ連続した長時間勤務の負荷も考慮されておらず，単に現状の準夜，深夜手当額を合計したものと受け止められます。この手当額を見直し，勤務１回当たり10,000円にすることを求めます。

＜回答＞

貴組合からの要求に対して，夜間看護手当額の見直しについて継続して検討をしておりますが，夜間看護手当の増額については，平成28年人事院勧告を参考にした給与見直しの影響や，法定福利費事業主負担分の増等を踏まえる必要があり，現時点では要求に応じることは困難です。

また，日本看護協会が行った「病院における看護職員需給状況調査」の夜勤手当の平均額については，最新の2014年調査（調査研究報告No.89）を確認しておりますが，設置主体別に見た場合，本学と設置主体の近い国立の病院は，準夜勤，深夜勤，二交替制夜勤とも，本学の手当額と大きく差がない状況でした。

今後，引き続き検討し，二交替制の導入を判断する時期には，増額の有無についてご回答できるよう考えておりますが，今回の試行に際しては，手当額の多寡により勤務形態の選択が誘導されることがないよう，試行期間中における二交替制勤務の夜勤に対する手当額を，勤務1回当たり7,900円に設定しています。